平成２２年（フ）第８３９号
仙台市宮城野区新田１丁目７番41―302号
破産者　鈴木　一成
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
仙台市太白区東中田３丁目５番22号　デライトコートＢ102
破産者　佐々木郁恵
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
山形市十日町２丁目２番57―401号　サンデュエル十日町、前住所山形県天童市南町２丁目11番11号
破産者　渡部　和則
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
山形県寒河江市七日町３番25号
破産者　工藤　俊明
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
山形市小白川町３丁目７番12―６号　Ｊ―001　２Ａ号、前住所山形県天童市中里３丁目４番12号
破産者　工藤美紀子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３１号
山形県村山市楯岡新町３丁目３番６号　ベルローズハイツ203、前住所山形県尾花沢市若葉町３丁目15番12号
破産者　石澤　重美
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４９号
埼玉県比企郡滑川町月の輪６丁目２番地７
破産者　篠﨑　　晋
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８４３号
横浜市都筑区東山田２丁目17番10号
破産者　樋渡　　隆
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６７号
神奈川県大和市中央７丁目５番９号
破産者　荒瀬　智子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４７号
横浜市南区大橋町１丁目19番地　セレッサ弘明寺303号
破産者　望月佐和子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８６号
川崎市宮前区平６丁目10番38―303号　サンヒルズ宮前平
破産者　西園　俊之
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
川崎市川崎区大島上町９番14号　大谷荘201
破産者　大河原久美子
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
石川県河北郡内灘町字大根布１丁目15番地
破産者　高丸　満榮
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
名古屋市緑区大高町字鶴田190番地　アクセスコートⅢ２Ｂ
破産者　岡山　　隆
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４３号
東京都中野区上高田４丁目20番１号　コンフォート201、開始決定時の住所名古屋市千種区竹越１丁目１番13号　ヴィラージュ橘405号
破産者　神川　正史
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４５号
愛知県大府市神田町４丁目184番地
破産者　神田　富夫
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５００号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目19番10―1001号
破産者　坂根　　元
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２０号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目９番２号
破産者　下村　　満
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９号
大阪府泉佐野市日根野4281番地の１　701
破産者　小谷　　淳
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部